

# 仕事と育児や家族の介護

## 育児・介護休業法が改正されました

# との両立を図るために

# メッセージ

男女共同参画だより

問い合わせ先

男女共同参画推進課

TEL(36)0048

FAX(36)0270

男女共同参画推進センター

「ゆい」

TEL(36)0250

FAX(36)0269

### 改正のポイント

#### ①父親の育児休業の取得促進

▽父母が共に育児休業を取得する場合は休業可能期間が、子どもが1歳2か月(改正前は1歳)に達する期間までに延長されました(パパ・ママ育児プラス)。

▽父親の場合、育児休業期間の上限は1年間。母親の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間。

\*図1参照

▽配偶者の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度

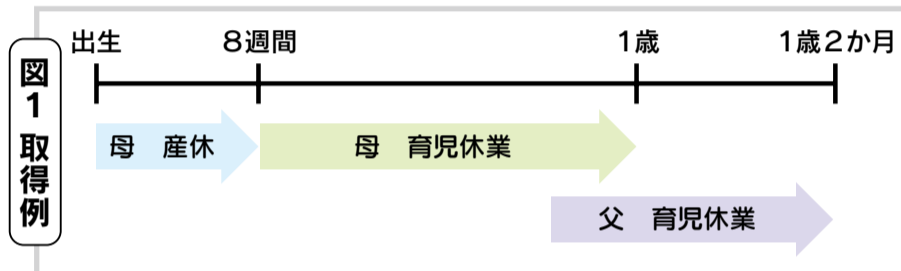
#### ②子どもの看護休暇制度の拡充

就学前の子どもの養育する労働者は、病気やけがをした子どもの看護のために、1人の場合は年5日、2人以上の場合は年



男女が共に子育てや介護などしながら働き続けられる雇用環境整備のために、育児・介護休業法が改正され、6月30日からスタートしました。今回は、改正のポイントを紹介。正しく理解し、誰もが能力を発揮できる雇用環境をつくりましょう。

\*詳しくは、男女共同参画推進センター「ゆい」で配布のパンフレットを参照してください



#### ③短時間勤務制度の義務化

3歳未満の子どもの養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(原則、1日の所定労働時間が6時間)を設けることが、事業主の義務になりました。

#### ④所定外労働(残業)免除の義務化

3歳未満の子どもの養育する労働者が請求すれば、所定外労働が免除される。

年10日まで休暇を取得できるようにになりました。予防接種や健康診断の受診のために休暇を取得することも可能です。

#### ⑤介護休暇の新設

労働者の申し出で、要介護状態(\*1)の対象家族(\*2)が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで介護休暇を取得できるようにになりました(\*3)。

ば、所定外労働が免除されるようになりました。



#### ⑥法の実効性の確保

▽育児休業の取得などに

(\*1) 雇用期間が6か月未満の労働者など一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外

(\*2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む)、父母、子、配偶者の父母、同居して扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

(\*3) 雇用期間が6か月未満の労働者など一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外

## 相談すれば解決できる

昇進するのは男性ばかり。女性が昇進できないのはなぜ?

上司からのセクシャル・ハラスメントで精神的苦痛を受けた。認めて謝罪してもらいたい。

パートタイムから正社員になることを希望しても、正社員にしてもらえません。法律違反ではないの?



福岡労働局雇用均等室に相談

- 紛争解決援助
  - ▽調停制度の創設
  - ▽労働局による援助
- 事業主に対する指導など

解決

## 相談情報 誰でも相談できます

\*予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 *要事前予約 就職に関する相談や助言を実施します。 職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 *要事前予約 (女性の弁護士が離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます)	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方相談 *要事前予約 (家庭や夫婦間での心配ごと相談)	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン(電話相談) (専門カウンセラーによる心配ごと相談) ☎093(561)5737	毎週水曜日	10:00~17:00